

## 事務連絡

練馬区 福祉部  
障害者サービス調整担当課

地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）の事業者登録について（案内）

日頃から、練馬区の障害福祉施策にご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、練馬区では、給付等の事業の適正化の観点から、地域生活支援事業について登録制を導入しています。

つきましては、下記のとおり障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（移動支援事業・日中一時支援事業）について、事業者登録の申請のご案内を申し上げます。

### 記

#### 1 登録要件

- (1) 障害者総合支援法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業者
  - (2) 練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則に規定する基準該当事業者
- ※(1)、(2)のいずれかに該当する事業者が登録できます。

#### 2 登録単位

事業所ごとの登録

#### 3 申請必要書類

- (1) 地域生活支援事業者登録申請書【第2号様式】
  - (2) 運営規程
  - (3) 事業所の利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要【参考様式】
  - (4) サービスに従事する者の勤務体制および勤務形態（1か月の出勤表）【参考様式】
  - (5) サービスに従事する者の資格が確認できるものの写し （移動支援のみ）
  - (6) 事業所の平面図 （日中一時支援のみ）
- ※平面図のうち、日中一時支援事業で使用する場所を示し、広さ（平米数）を記入。  
※広さは利用者一人当たり4平方メートル。
- (7) 障害福祉サービス事業所の指定通知書の写し
  - (8) 地域生活支援事業者登録の申請に係る提出書類一覧

【提出書類早見表】

	申請書類	移動支援	日中一時
1	地域生活支事業者登録申請書	○	○
2	運営規程	○	○
3	事業所の利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	○
4	サービスに従事する者の勤務体制および勤務形態 (1か月の出勤表)	○	○
5	サービスに従事する者の資格が確認できるものの写し	○	×
6	事業所の平面図	×	○
7	障害福祉サービス事業所の指定通知書の写し	○	○
8	地域生活支援事業者登録の申請に係る提出書類一覧	○	○
申請書類合計数		7点	7点

4 登録有効期間

登録年月日から令和14年3月31日まで

※登録年月日は地域生活支援事業者登録通知書に記載されます。

5 提出方法

申請書類は、郵送またはメールで提出してください。

6 提出先および問合せ先

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課 事業者支援係

電 話 03-5984-2825 (直通) FAX 03-5984-1215

メールアドレス：SHOGAICHOSEI@city.nerima.tokyo.jp